

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- ・ 印の会議が前回委員会（9/5）以降のものです。

1 委員会

（1）提言とりまとめ以降の状況

運営会議

- 1/24：運営会議
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 3/10：運営会議
- 4/18：運営会議
- 5/10：運営会議
- 6/ 2：運営会議
- 6/27：運営会議
- 7/23：運営会議
- * 8/26：運営会議
- * 9/10：作業部会コアメンバー打合せ
- 9/18：作業部会

委員会

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。
テーマ別部会の設立決定。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 6/20：第22回委員会：テーマ別部会の状況報告、説明資料（第2稿）に関する河川管理者からの説明と意見交換、今後の進め方
- 7/ 3：ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等）現地視察
- 7/ 4：対話集会に関する検討会(注1)

- 7/12：第23回委員会：テーマ別部会の状況報告をもとにした、説明資料（第2稿）に関する意見交換
- 7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察（余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流）
- 7/24：現地視察（川上ダム等）
- 8/ 1：現地視察（丹生ダム等）
- *9/ 5：第24回委員会：各部会とりまとめ案の説明、および河川管理者からの基礎原案説明と質疑応答、意見交換

注1：対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

（河川管理者からの要望：「第21回委員会（5/16）にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」）

（*は14頁以降の「結果報告」「結果概要」または「行程表」を参照下さい）

（2）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

（3）運営会議作業部会の設立

第24回委員会（9/5）において、意見書作成のため運営会議の下部組織として今本委員をリーダーとした作業部会を設置することが決定した。作業部会は運営会議での議論内容をもとに意見書（案）を作成する。また、意見書に関する議論を行う運営会議には作業部会メンバーも参加し、委員傍聴も可とする。作業部会も委員傍聴を可とする。

<作業部会メンバーと役割分担>

リーダー、コアメンバーが執筆し、それ以外のメンバーは査読者として意見を述べる。

リーダー：今本委員

コアメンバー：荻野委員、川上委員、中村委員、三田村委員

河川環境	中村委員、宗宮委員、田中(哲)委員、西野委員
治水	今本委員、江頭委員、畑委員
利水	荻野委員、池淵委員
利用	川上委員、榊屋委員、松本委員
住民参加	三田村委員、寺川委員、山村委員

（4）委員の追加、退任について

2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員 3 名が退任。

3/27：本人の希望により、委員 1 名が退任。

環境経済学（委員退任に伴う補充のため）を専門とする委員 1 名と行政法（補強のため）を専門とする委員 1 名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員 1 名が住民参加部会に所属を追加。

6/20：3/27 に新しく就任された、行政法を専門とする委員 1 名の淀川部会への所属を追加。

（ 5 ）今後の予定

9/27：運営会議

9/30：第25回委員会

10/15：作業部会

10/16：作業部会

10/17：運営会議

10/27：作業部会

10/29：第26回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」および一般意見聴取・反映に関する意見交換
- 5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換
- 5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 6/10：第23回琵琶湖部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する説明資料について意見交換
- 7/9：第1回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換。途中、2班(ダム、水位)に分かれての意見交換も行った
- 7/18：第24回琵琶湖部会：説明資料(第2稿)について各検討班からの報告と意見交換予定
- 7/19：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会2」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、一般傍聴者1名の意見発表、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 8/7：第2回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- *8/25：第25回琵琶湖部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会3」：公募による発表者から意見発表と質疑応答、傍聴者も含めた全員での意見交換
- 9/24：第26回琵琶湖部会：意見書とりまとめに向けた意見交換予定

(*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

作業部会および検討体制の設立

第23回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見をとりまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー：中村委員)。また部会后、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム：丹生ダム見直し案について、湖中・湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理・提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理・提示。

水位：水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携：他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会・水システムの考え方の反映方法、直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、具体的提案を整理する。

< 検討班メンバー >

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、 江頭、 川端、 倉田、 宗宮、 藤井、 松岡、 水山
水位	西野、 川端、 井上、 嘉田、 川那部、 小林、 松岡、 三田村、 村上
連携	嘉田、 藤井、 井上、 仁連、 松岡、 村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入っていません。

意見募集の実施

5/22～5/31：説明資料（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等

6/10～7/15：説明資料（第2稿）について、前記検討班別に意見募集

7/20～7/31：論点の再整理、新しい論点の検討、第2稿について各自担当箇所についての意見

8/8～8/18：追加意見の募集、意見提出のなかった項目について再度意見募集

(3) 今後の予定

10/13、10/23（日程調整中）：第27回琵琶湖部会

（注：当初の開催予定日は10/23）

3 淀川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 6/7：第5回淀川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/26：第6回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換
- 7/5：第21回淀川部会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/28：現地視察（木津川筋の魚道）
- 8/2：第7回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/7：第8回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/22：第9回淀川部会検討会：部会とりまとめに向けた意見交換
- *8/26：第22回淀川部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会
- 9/20：淀川部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

（*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

部会意見とりまとめに向け、第7回淀川部会検討会(8/2)にて、第5回検討会(6/7)で決定した分担を見直し（一部統合）、以下の班に分かれてとりまとめを進めることとなった。

検討班	担当委員（：班長）
木津川、川上ダムに関連する事業	原田委員、大手委員、川上委員、谷田委員、榎屋委員、
桂川に関連する事業	田村委員、塚本委員、田中委員、渡辺委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	今本委員、田中(真)委員、寺田委員、榎屋委員、山本委員、和田委員、(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	有馬委員、荻野委員、小竹委員、紀平委員、榎村委員、(細川委員)

1：()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

2：8/26に桂川に関連する事業検討班の班長が事情により渡辺委員から田村委員に交代

意見募集の実施

- 6/7～8/2：説明資料（第1稿）（第2稿）を精読し、分担箇所の論点、意見を整理して提出
- 8/2～：検討班の分担を上記の通り一部統合、再編成し、分担箇所について意見募集

(3) 今後の予定

- 10/13：淀川部会

4 猪名川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

6/18：第4回猪名川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

7/1：第18回猪名川部会：説明資料(第2稿)について河川管理者との質疑応答をもとに委員間で意見交換

7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

8/6：第5回猪名川部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもちに意見交換

*9/2：第19回猪名川部会：部会とりまとめに向けた意見交換

9/22：猪名川部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、とりまとめのリーダーを田中(哲)委員とし、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

< 役割分担 >

担当箇所	担当委員
狭窄部(銀橋)の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他(説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討)	畑委員、服部委員

リーダーは田中(哲)委員

意見募集の実施

6/10~6/16：説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)について、今後部会として検討すべき事項等に関する意見募集

6/19~6/25：上記役割分担に従い説明資料(第2稿)に関する河川管理者への質問を募集

7/10~8/3：説明資料(第2稿)についての部会としての上記担当箇所を中心に意見案募集

(3) 今後の予定

10/9~10/11(日程調整中): 猪名川部会

5 環境・利用部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/ 8：第1回環境・利用部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回環境・利用部会　：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- 4/10：第3回環境・利用部会　：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- 4/17：第4回環境・利用部会　：説明資料に関する意見交換（全体）
- 5/29：第5回環境・利用部会　：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換
- 6/17：環境・利用部会ゾーニングに関する検討会（注）
- 7/ 8：第1回環境・利用部会検討会　：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- * 8/25：第6回環境・利用部会　：部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/18：第2回環境・利用部会検討会　：意見書とりまとめに向けた意見交換

注：第5回環境・利用部会（5/29）において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

（*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 検討班の設立

第1回環境・利用部会（3/8）において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定した。

<検討班メンバー>

自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、松岡委員、吉田委員、鷲谷委員

水質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、寺西委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利用：柵屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、榎村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

(3) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

6/20の第22回委員会終了後、宗宮部会長（水質班リーダー）、西野自然環境班サブリーダー、柵屋利用班リーダーが今後の進め方等を相談された結果、下記の分担に従い、とりまとめて進めることが決まり、次回部会（7/8）までに説明資料（第2稿）を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

役割分担

< 自然環境班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中(真)委員
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷲谷委員、吉田委員、西野委員
その他	2.1.1~2.1.4、4.2.1~4.2.4、 5.2.1~5.2.4	自然環境班全員 (もし意見があれば)

< 水質班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中(哲)委員、中村委員
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、寺西委員、原田委員、 三田村委員、矢野委員、和田委員

< 利用班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
とりまとめ	-	榎屋リーダー
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、横村委員
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員

なお、宗宮部会長は説明資料（第2稿）に新たに項目立てされた「維持管理（2.5、4.6、5.6）」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

意見募集の実施

~3/27：説明資料（第1稿）について、論点案やその論点に対する意見募集。また、第1回部会（3/8）資料3-3について、提言と（第1稿）との対照、抽出についても、不備、不足の点を募集

3/27~4/10：説明資料（第1稿）、整備内容シート（第1稿）について、具体的な提案、課題・問題のなる事項等について意見募集

4/10~7/3：説明資料（第2稿）について、担当箇所について部会としての意見案を募集

7/22~7/31：宗宮部会長より、「部会とりまとめ（案）」を具体的に表記するために下記について意見募集

- 1．環境・利用にかかわるマスタープランについて
- 2．環境・利用にかかわる地域指定（ゾーニング）について
- 3．第5章

(4) 今後の予定

10月上旬（日程調整中）：環境・利用部会

6 治水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/ 8：第1回治水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回治水部会　：説明資料に関する意見交換

4/10：第3回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

4/14：第4回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

6/ 7：第1回治水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/28：第2回治水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

7/ 7：第3回治水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/25：第5回治水部会　：部会とりまとめに向けた意見交換

*9/11：第4回治水部会検討会　：意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、意見募集に際して検討項目および事業別に担当委員が決められた。

意見募集の実施

～3/27：提言をベースとして、「説明資料(第1稿)審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点、論点に関する意見を募集

6/7～6/26：説明資料(第1稿)について、分担の各事業について実施・検討の妥当性、留意点、内容を意見募集

8/8～8/21：説明資料(第2稿)に対する治水部会意見書(第23回委員会(7/12)資料2-2)に関する修正、増強意見。および整備内容シート(第2稿)について「実施」「検討」にあたっての課題について意見募集

(3) 今後の予定

10/12：治水部会検討会

10/20～10/24(日程調整中)：治水部会

7 利水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/ 8：第1回利水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回利水部会　：説明資料に関する意見交換

4/14：第3回利水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

6/ 7：第1回利水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/28：第2回利水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

7/ 7：第3回利水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/ 2：第4回利水部会検討会　：河川管理者からの説明および意見交換

8/22：第5回利水部会検討会　：河川管理者からの説明および部会とりまとめに向けた意見交換

*9/ 2：第4回利水部会　：部会とりまとめに向けた意見交換

9/19：第6回利水部会検討会　：意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

第1回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第1稿)および(第2稿)(6/20の委員会提出予定)を精読し、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

< 検討項目および分担 >

検討項目	担当委員
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員
環境流量	榭屋委員、村上委員
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、榎村部会長代理
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員
湧水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)

()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

意見募集の実施

~4/14：今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について意見募集

6/7~8/18：説明資料(第2稿)を精読し、分担部分について追加、修正すべき内容、議論すべき項目等を整理、意見募集

8/18~8/22：中間意見書案(第23回委員会(7/12)資料2-1)への意見募集

(3) 今後の予定

10/12：利水部会検討会

10/20~10/24(日程調整中)：利水部会

8 住民参加部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 2/24：第1回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
3/27：第2回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
4/11：第3回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
4/18：第4回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
5/27：第5回住民参加部会：説明資料に関する意見交換
7/ 4：第1回住民参加部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換
7/31：作業部会（展開班）
8/ 4：作業部会（展開班、実践班）
8/11：作業部会（実践班）
8/20：第2回住民参加部会検討会：説明資料（第2稿）について、各検討班からの報告、
および意見交換
* 8/28：第6回住民参加部会：部会とりまとめに向けた意見交換
9/18：住民参加部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

（*は14頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

(3) 意見とりまとめの進め方

リーダーの決定および検討班の設立

7/4開催の第1回検討会において、部会としての意見とりまとめに向けて、下記3つの班を設けて検討することが決定した。とりまとめリーダー山村委員、サブリーダー荻野委員。また、各班で議論すべき論点を検討し、その結果を次回部会検討会にて部会全体で議論することとなった。

検討班	担当委員（：班長、：副班長） とりまとめリーダー：山村委員、サブリーダー：荻野委員
理念班	田村委員、畑委員、嘉田委員、山村委員、米山委員
実践班	塚本委員、田中委員、荻野委員、寺田委員、藤井委員、三田村委員
展開班	川上委員、村上委員、有馬委員、小竹委員、本多委員、松本委員、（山本委員）

（ ）内は、7/4部会検討会に他部会より参加された委員。

意見募集の実施

3/27～4/11：意見提出分担に従い、説明資料(第1稿)に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見募集

4/11～5/27：説明資料(第1稿)検討の論点に関する意見も含めて再募集

5/27～6/4：説明資料(第1稿)への部会としての意見に追加・修正すべき内容も含めて引き続き意見募集

8/6～8/18：展開班に対して、川上班長とりまとめ(案)について意見募集

8/8～8/18：理念班に対して、田村班長とりまとめ(案)について意見募集

(4) 今後の予定

10/6～10/12(日程調整中)：住民参加部会

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

- 第 27 回運営会議（2003.8.26 開催）結果報告 …………… 15
- 運営会議作業部会コアメンバー打合せ（2003.9.10 開催）結果 …………… 16

< 委員会 >

- 第 24 回委員会（2003.9.5 開催）結果報告 …………… 19

< 琵琶湖部会 >

- 第 25 回琵琶湖部会（2003.8.25 開催）結果概要（暫定版） …………… 21

< 淀川部会 >

- 第 22 回淀川部会（2003.8.26 開催）結果報告 …………… 24

< 猪名川部会 >

- 第 19 回猪名川部会（2003.9.2 開催）結果報告 …………… 25

< 環境・利用部会 >

- 第 6 回環境・利用部会（2003.8.25 開催）結果報告 …………… 26

< 治水部会 >

- 第 4 回治水部会検討会（2003.9.11 開催）結果報告 …………… 27

< 利水部会 >

- 第 4 回利水部会（2003.9.2 開催）結果報告 …………… 28

< 住民参加部会 >

- 第 6 回住民参加部会（2003.8.28 開催）結果報告 …………… 30

開催日時：2003年8月26日（火） 10:00～12:10

場 所：ぱるるプラザ京都 4階 研修室3

参加者数：委員8名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者2名

1 検討内容および決定事項

意見書とりまとめについて

とりまとめの体制

- ・運営会議の下部組織として作業部会を設ける。意見書に関する議論を運営会議（作業部会メンバーも参加）で行い、議論内容をもとに作業部会が案を作成する。なお、意見書に関する議論を行う運営会議は委員傍聴可とする。
- ・作業部会リーダーを今本委員とし、メンバーは各部会から1～3名の候補者を決定した。候補者にメンバー就任の内諾をとり、9/5の委員会にてメンバーを確定する。

意見書の構成

- ・項目別に意見を並べると主要なポイントが伝わらなくなるため、始めに主要課題と意見を挙げ、後にその他の意見を述べる。各部会から主要な課題と意見の案を出してほしい。（委員長）

とりまとめのスケジュール

意見書とりまとめに向けて、以下のスケジュールで部会、作業部会の開催を予定する。

- | | |
|-------------|---|
| 9/5 | ・委員会開催。各部会からのとりまとめ報告と原案（案）の説明。 |
| 9/8～26 | ・各部会（または検討会）開催。原案（案）を踏まえ、とりまとめの修正および主要な課題と意見について議論する。 |
| 9/27 | ・運営会議（10:00～15:00 予定）開催（作業部会メンバーも参加）。各部会のとりまとめ及び主要意見について議論する。 |
| 9/28～29 | ・作業部会が、運営会議の議論を受けて意見書素案を作成する。 |
| 9/30 | ・委員会（16:00～19:00）開催。意見書素案を審議する。 |
| 9/30～10/7 頃 | ・意見書素案に対する意見募集を行う。 |
| ～10/16 | ・作業部会が委員会の議論、委員意見等を踏まえ、意見書案を修正する。 |
| 10/17 | ・運営会議（10:00～17:00 予定）開催（作業部会メンバーも参加）。意見書案を審議する。 |
| 10/18～10/28 | ・作業部会が、運営会議の議論を受けて、意見書案の最終修正を行う。（できるだけ委員に事前発送する） |
| 10/29 | ・委員会（10:00～13:00）開催。意見書案を審議し、意見書を確定する。 |

第24回委員会（9/5）進め方について

- ・原案（案）の説明を60分、質疑応答と意見交換を50分行う。途中、休憩を20分とる。
- ・各部会からのとりまとめ報告は、地域別部会各10分、テーマ別部会各5分とする。
- ・意見書とりまとめの進め方に関する意見交換を20分行う。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

意見書とりまとめ状況報告	2003.9.17 庶務発信
<p>庶務より；</p> <p>意見書とりまとめの運営会議作業部会のコアメンバー打合せが9/10に行われました。打合せでの決定事項をお知らせします。</p> <p>(出席委員：今本リーダー、荻野委員、川上委員、三田村委員)</p>	

意見書とりまとめの運営会議作業部会コアメンバー打合せ(9/10)決定事項

1 意見書の構成、内容について

- ・「本編」に「説明資料」を添付する構成とする。
- ・「本編」は、主に総合的な意見(3～5頁。主要な課題を記述する。)と整備内容シートへの意見(表形式を想定 今後検討)で構成する。「どうしても反対」という少数意見がある場合には、提言と同様に末尾に反対意見として掲載する。
- ・「説明資料」は、各部会のとりまとめを束ねる形とする(構成等については今後検討)。
- ・「本編」はできるだけコンパクトにし、背景や考え方は「説明資料」に記されている、と考える。
- ・基礎原案について、修正・批判の意見だけでなく、これまでの河川整備計画との違いや評価できる部分についても記述する。

2 作業部会メンバー

分野別の担当とする。下線はコアメンバー。コアメンバーが執筆し、その他メンバーは意見を述べる役割。担当分野以外についてもとりまとめへの参加が望まれる。

河川環境：中村委、宗宮委、田中(哲)委、西野委

治水：今本委、(江頭委)、(畑委)

利水：荻野委、池淵委

利用：川上委、榎屋委、松本委

住民参加：三田村委、寺川委、山村委

庶務注1：西野委員、山村委員は、9/5委員会以降にメンバー就任を承諾頂きました(9/5委員会前に作業部会メンバー候補となっていました。9/5時点で就任依頼中だったため、委員会資料にはお名前が掲載されていません)。

庶務注2：江頭委員は9/5委員会にて、畑委員は本日の打ち合わせにて作業部会メンバーとして就任依頼することが決まりました。今後、庶務より依頼致します(江頭委員は現在海外出張中のため、確認は9/18以降となる予定)。

3 今後のスケジュール

< 会議と出席対象委員 >

作業部会：作業部会メンバーが参加。他の委員の傍聴も有りとする。

運営会議：意見書の議論には、作業部会メンバーも参加。他の委員の傍聴も有りとする。

< 日程（既にお知らせしている日程も含む） >

～ 9 / 18

河川管理者から基礎原案に対応する整備内容シートが提出されたら即、委員全員にシート内容に対する意見募集を行う。

9 / 18（木） 作業部会

時間：17：00（環境利用部会終了後）～ * 議論が夜遅くまで及ぶ可能性があるため、会場周辺のホテルに宿泊を予定。

場所：MRI 会議室（大阪駅より徒歩約7分）

9 / 27（土） 運営会議

時間：10：00～15：00（状況によっては終了後に作業部会開催。20時頃終了予定）

場所：ぱるるプラザ京都

（9 / 30 委員会）

10 / 15（水）～10 / 16（木） 作業部会

時間：17：00（15日）～午前（16日）* 15日は会場周辺のホテルに宿泊を予定。

場所：MRI 会議室

10 / 17（金） 運営会議

時間：10：00～17：00

場所：京都駅周辺を予定

10 / 27（月） 作業部会

時間：10：00～

場所：MRI 会議室

（10 / 29 委員会）

以上

<9/11 治水部会検討会に意見書作業部会の今本リーダーより提出された資料>

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書

意見とりまとめ(骨子)

- 1 はじめに
- 2 総合的意見
- 3 さらに検討すべき主な論点
- 4 おわりに

具体的な整備内容シートについての意見

全委員にシートごとの意見を募集し、作業部会で委員会としての意見にまとめる。少数意見の取扱いについては別途検討する。

部会ごとの意見とりまとめ

地域別部会およびテーマ別部会の意見とりまとめについては地域別部会とテーマ別部会ごとにできるだけ構成を整えたものとする。地域別部会は「具体的な整備内容」、テーマ別部会は「現状の課題」「河川整備の基本的な考え方」「河川整備の方針」に重点をおいて意見とりまとめを行う。とりまとめの作業はそれぞれの部会が担当し、作業部会が目を通し、問題があればそれぞれの部会に修正をお願いする。

意見書の最終案を運営委員会がチェックする。

開催日時：2003 年 9 月 5 日（金） 13：30～18：15

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」第 1 展示場

参加者数：委員 31 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 292 名

1 決定事項

- ・意見書のとりまとめは、資料 4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」の内容で進められることが確認された。なお、作業部会メンバーに江頭委員を加えることが提案され認められた。
- ・一般意見への対応について、資料 5-1「第 23 回委員会（7/12）にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について」の対応案が承認された。

2 審議の概要

第 23 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

各部会からのとりまとめ(案)の報告

テーマ別部会（環境・利用、治水、利水、住民参加）地域別部会（琵琶湖、淀川、猪名川）より、資料 2 をもとに各部会とりまとめ案の報告が行われ、その後、主として河川管理者との間で質疑応答が行われた。

河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換

河川管理者より、資料 3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」をもとに、主に説明資料(第 2 稿)からの変更点(内容及び表現、項立ての変更、追記等)を中心に説明がなされた後、委員との意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・「住民」という記述について、場面によって行政に都合のいいように解釈されるのではと危惧を感じる。
- ・河川レンジャーは、試行する前に決めておくことと、実際に任命した人たちと一緒に試行しながら決めていくことを明確にして段階を踏んで行うべき。
- ・1 ページで「淀川水系流域委員会、住民、自治体等の意見を聴き」とあるが、この三者の意見が一致しない場合どうされるのか。
それぞれの意見を聴いたうえで、最終判断は河川管理者が行う。(河川管理者)
- ・基本的にはダムを中心とした新たな水資源には頼らない、そのための水需要抑制である、という基本的な考え方が書かれていないところに問題がある。

最初に「水需要抑制」をもってきたことが今回の変更であり、スタンスとしてはまず転用をという姿勢を出しているつもりである。(河川管理者)

意見書とりまとめの進め方

芦田委員長より、資料 4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」をもとに運営会議で議

論された意見書とりまとめの進め方について説明があり、スケジュールや作業部会（リーダー：今本委員）の設置等について確認された。

その他

・一般意見への対応について

資料 5-1「第 23 回委員会（7/12）にて出された意見（中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について）への対応について」をもとに、運営会議で検討された対応案が説明され、了承された。

・河川管理者からの要請に対する回答について（対話集会のテーマおよびファシリテーター）

資料 5-2「河川管理者からの要請に対する回答について」をもとに、本回答作成までの経緯の説明および回答の報告が行われた。

・河川管理者が計画中の対話集会について

河川管理者より、参考資料 2「住民対話集会について」をもとに、現在計画中の対話集会について説明がなされた。また、河川管理者からの「円卓会議に委員会より 2、3 名参加してほしい」との要請については、委員より「委員は円卓につかない方が良いのでは」との意見があり、ファシリテーターに再度確認することとなった。なお、2、3 名の委員の選出については、河川管理者より「運営会議にお願いできればと考えている」との発言があった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から、「大津放水路の全区間の整備をお願いしたい。本日出された基礎原案にも何も書かれていないので非常に落胆している」「利水について深まっていない。阪神水道事業団のダムからの撤退に関しても早く明確にしてほしい」「利水について、精査・確認の目標の時期を委員会で設定してはどうか。また、基礎原案の p27 ダムの項目 4.7.1 の(1)の記述や(3)の中の 1)と 3)に疑問を感じているので、特にこの部分についてよく検討してほしい」「参考資料 1-1 の 389-1、390-1、394-1 でダムと利水について資料、および意見を述べているので参照してほしい」「河川管理者を訪ねて資料の提供をお願いしたが、説明した通りの資料がもらえなかった」等の発言があった。

また、河川管理者より「阪神水道事業団からは撤退を決定したという報告は受けていない。基礎原案にも書いてあるように、転用元となりうる可能性について話しているが、どれだけの量になるかといった話にはなっていない」「要求した資料がもらえなかったという件についてはフォローさせていただきたい」との趣旨の発言があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第25回琵琶湖部会（2003.8.25開催）結果概要（暫定版）

03.9.22 庶務作成

開催日時：2003年8月25日（月） 13：30～16：30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海6」

参加者数：委員11名、河川管理者16名、一般傍聴者98名

1 決定事項

- ・ 本日の議論をもとに、川那部部会長、江頭部会長代理、中村リーダーにて、琵琶湖部会としてのとりまとめ案を修正し、第24回委員会(9/5)にて報告する。
- ・ 各委員は、修正意見等があれば早めに文案を提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」をもとに中村リーダーより説明が行われ、その後意見交換が行われた。主な意見は、「3. 主な意見を参照」。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から意見が出され、それに関連して河川管理者より補足説明が行われた。内容については「3. 主な意見」を参照。

その他

スケジュール等について話し合わせ、上記「1. 決定事項」の通り決定がなされた。

3 主な意見

- <部会意見とりまとめに向けた意見交換>（資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」参照）
- ・ p3の下から7行目、治水技術に関する記述における「大きな社会的チャレンジ」の意味を教えていただきたい。ハード的な対策のみならず周辺の土地利用等も含めた総合的な取り組みを行うというような理解でよいのか。（河川管理者）
治水部会の議論を待つ必要があるが、ダムに頼らない治水対策の可能性について、周辺自治体との調整を行いながら、幅広い検討をお願いしたいとの意味である。
- ・ p3の下段「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の中に、「多くの課題を残している」とあるが、具体的に記述にすべき。
よい文案があればご提出いただきたい。（部会長）
- ・ p4の12行目～14行目、「更に、同じ滋賀県においても、都市・産業・環境部門における水利用安全度の指摘は、単に大規模利水事業の遂行だけでなく地域の小規模な水循環システムの構築という意味でも多様かつ詳細な代替案の検討が必要と認識している」の一説の

意味をお教えいただきたい。(河川管理者)

節水や水循環の仕組みなど、小規模なものや河川管理者の権限外のことについても、周辺自治体等の関係機関との連携の中で検討し、計画に反映していかなばならないという意味である。

- ・ p 4 の24行目「抜本的なとり組み」とはどんなものを意味するのか。(河川管理者)
琵琶湖部会としては、従来の河川事業の延長ではなく、新しい取組みの可能性を全体のトーンとして出していきたいと考えている。具体的な事例については、各委員から出されている意見をご参照いただきたい。
以上、河川管理者から質問があったところについては、全体の趣旨を踏まえた上で、わかりやすい表現に書き改める必要がある。(部会長)
- ・ p 5 の3行目 b) 「冬季の高水位については、浜欠けや水質への影響とともに、魚類の産卵への影響も考慮した試験運用が求められる」とあるが、浜欠けや水質悪化が冬季の高水位とどう関係があるのか、丁寧に記述する必要がある。
- ・ p 6 の1行目のタイトル「河川の水位」は、“水量”とすべきである。
- ・ p 6 の1行目、c) 「下流の攪乱に与える影響」とあるが、ここは丁寧な説明が必要。
- ・ p 6 の5行目、「掘削や引き堤の促進」という部分について、わかりやすい表現を再考する必要がある。
- ・ p 7 の9行目に、「規模を現行計画のままとした『ダム建設』を前提とし」との記述があるが、現在、治水上効果があることを示した段階であり、今後、代替案を含めて検討が必要であると考えている。現行計画のままのダム建設を前提としているわけではない。(河川管理者)
- ・ p 8 の中段 c) に、「ソフト事業の推進」とあるが、具体的な例示が必要である。
補足事項があれば文案としてご提出いただきたい。(部会長)

<その他、全体に関して>

- ・ 環境の調査について、「河川水、伏流水、蒸発散水の量的なことについて、継続的にモニタリングしておく必要がある」との記述が欲しい。
- ・ このままで整備計画の内容が住民に理解されるか疑問。住民参加や周辺自治体との連携の必要性を本当に伝えるためには、目標の設置が必要である。めざすべきものを明確にしたほうがよい。
- ・ 「水位についてはモニタリングが必要、ダムについては代替案の検討が必要」との旨の記述があるが、そういうことを誰が、どう評価するのかを明確にしておく必要がある。
このあたりは、琵琶湖部会だけで議論するのは難しい。環境利用部会での議論を参考に、委員会でも議論をしていく必要がある。
- ・ 説明資料(第2稿)の丹生ダムに関する調査・検討項目の順番について、4)の「水需要の精査確認」が最初にあるべきではないか。
- ・ 将来の気候変動の捉え方について、河川管理者としては、どのような認識をお持ちなのか。
治水においては、どのくらいの降雨規模を想定して治水対策を行うかに関係してくる。利水においても、水供給の安全性が低下している等の情報を各利水事業者に提供したうえで、ダムに参画するかどうかの返答を頂くことになる。(河川管理者)

< 漁業者への意見聴取に関する提案について >

- ・ 滋賀県漁業組合連合会から意見聴取の試行をしてほしいという希望が出ていた。直接湖に関わられて、そこで生業をされて、湖のことが非常によくわかっていらっしゃるので、近く意見聴取を行うことを検討してはどうか。

部会として行うということか、それとも有志で行う意見聴取の試行としてなのか。(部会長)

従来通り有志で行うという方式でよいと思われる。

申し出に対しては、部会として直接対応することはできないだろうが、例えば産業別に意見聴取の会をつくる等のチャンスをつくる方向で発展させていくのもやぶさかではないと思う。

有志で集まって、一度話しあってもらいたい。(部会長)

< 一般からの意見聴取と委員との質疑 >

- ・ p 2 の 7 行目「予防原則」の意味をお教えいただきたい。(一般傍聴者)

ここでいう予防原則とは、ある事業を行う際に、その事業を行うことによって、後から取り返しがつかないような致命的な悪影響を河川に与える可能性がある場合、安全性という観点から、できる限りの予防策を行っておくという意味である。

それでは、何もできないのではないか。(一般傍聴者)

一般論として、予防原則という考え方を取り入れるということである。その事業をやる、やらない、の判断は、十分な情報を持った上で判断するという意味である。(部会長)

- ・ p 5 の に「4月-8月に基準水位を0cm前後を目安に水位を維持し」との記述があるが、治水上、大きな問題があると思われる。(一般傍聴者)

治水のことを考慮しないという意味ではない。これまで、魚類の産卵等について考慮がなされていなかったことへの反省の意味をこめて書いている。(部会長)

- ・ 大阪府営水道、阪神水道が丹生ダムの利水事業から撤退するということが日経新聞で報道された。京都府営水道についても、丹生ダムに参画しなくとも、桂川の水や天ヶ瀬ダムの再開発の分で十分まかなえると考えられる。丹生ダムについて議論を行う際は、このことについてご認識いただきたい。(一般傍聴者)

新聞記事についてだが、両利水事業者からの話では、はまだ正式に撤退するとの意思決定がなされたわけではない。(河川管理者)

- ・ 流域委員会の提言のダムに関する記述を、委員会の意見としてしっかり意見書の中に位置付けて欲しい。(一般傍聴者)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要はホームページに掲載しております。

開催日時：2003 年 8 月 26 日（火） 14：00～17：00

場 所：ぱるるプラザ京都 5 階会議室 A

参加者数：委員 14 名、他部会委員 1 名、河川管理者 20 名、一般傍聴者 109 名

1 決定事項

第 24 回委員会（9/5）以降第 28 回運営会議（9/27）までの間、および、第 25 回委員会（9/30）以降第 29 回運営会議（10/17）までの間に、それぞれ、部会または部会検討会を開催する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換

資料 2-1「淀川部会の各検討班とりまとめ状況」を用いて、各班長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

木津川、川上ダムに関連する事業検討班、桂川に関連する事業検討班のとりまとめについて

・上野地区の治水目標として、説明資料（第 2 稿）では既往最大規模の洪水による浸水被害の解消と記述しているが、検討班のとりまとめでは、壊滅的な被害の回避を目標とすべきではないかと記述している。これは議論の大きなポイントではないか。（河川管理者）

上野地区周辺では、浸水被害の解消が主たる目的とされていて、本来の目標である破堤による壊滅的な被害に対して脆弱になっているように感じ、このように記述している。

・日吉ダムでは計画よりも取水実績が下回っているのが現状。大戸川ダムに利水容量を振り替えるのではなく、日吉ダムの利水容量を見直して治水容量を増やすことはできないのか。

渇水状態が続く日吉ダムで利水容量を治水容量に振り替えるのは困難。（河川管理者）

・30 年後、下流部の堤防強化が完了して狭窄部が開削されれば、狭窄部上流の浸水被害の解消を目的としたダムは必要なくなるのではないか。

その場合は、ダムの目的のうちの 1 つである「狭窄部上流の浸水被害の解消」するための治水上の必要性は失われることになる。（河川管理者）

・住民参加は単に各種の協議会に住民代表を入れれば済む話ではないと思っている。どのような基準で協議会に参加してもらう住民代表を選ぶのかという問題もある。河川保全利用委員会（仮称）については、公聴会等を開催して住民に参加してもらう形の方がよいと思っている。（河川管理者）

許可、不許可を出すだけの委員会にして欲しくない。地域全体の視点から河川のあり方を検討して、審議の内容を住民等に広く伝えることが大切。

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班、淀川本川に関連する事業検討班のとりまとめについて

・気象予測の精度が高くなっているのに、琵琶湖の水位操作も柔軟に対応できないか。

琵琶湖の水位操作は数日単位で行わなければならない、実現は難しい。（河川管理者）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から「川上ダムは中止も含めた検討をするべきだ」「河川管理者は、これ以上ダムはつくらない、水道事業者等からの利水の要求にも応えないといった考え方に転換してほしい」等の意見が出された。

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 19 回猪名川部会（2003.9.2 開催）結果報告

2003.9.4 庶務発信

開催日時：2003 年 9 月 2 日（火） 16：00～20：00

場 所：大阪会館 A ホール

参加者数：委員 8 名、河川管理者 10 名、一般傍聴者 88 名

1 決定事項

- ・本日の議論および委員からの意見を参考に、田中リーダーが猪名川部会とりまとめ（案）を修正し、9/5 の第 24 回委員会に提出する。
- ・9/5 の第 24 回委員会以降に部会を開催する。日程については後日調整する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料 2-1「猪名川部会とりまとめ(案)について」を用いて、部会意見とりまとめのリーダーである田中委員から「本日少なくとも大きな方向性について部会の同意を得たい」との説明がされた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・既往最大規模の降雨を目標とし、これによる浸水被害を解消しようとするのは金銭的、技術的に無理がある。狭窄部上流地域の目標規模をもう一度精査するよう意見する。
- ・狭窄部の開削については「現状では開削の可能性を書くべきではない」「少しの開削で大きく浸水被害が改善するなら特例もあり得るのでは」など意見が分かれたが、下流の対策が完了してから狭窄部の開削を検討することが確認された。
- ・余野川ダムの見直しの検討の方法および社会的合意については、住民意見を聴き、これを極力尊重する手順を明記すべき。
- ・河川の縦横方向の回復等の個別施策について、例えば環境の再生が比較的容易である等その場所で実施することの根拠を明記すべき。
- ・利用については、高水敷の利用率が高いことが猪名川流域の特殊性であるので「これ以上の人工的な使い方は認めるべきでない」と明言する。 など

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から「一庫ダムの利水容量振り替えは法的に容易にできることなのか」「余野川ダムの資金は最優先事項である堤防強化に回すべき」「委員は下流の堤防の強化にかかる年数や費用を知った上で狭窄部の開削について議論しているのか」「阪神水道企業団が余野川ダムから撤退したことを国土交通省は本当に聞いていないのか。そうなら事実を確認するよう委員会から要請すべき」「余野川ダムの利水振り替え案についての意見が参考資料 1 の p390-1 に掲載されているので参照してほしい」などの発言があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年8月25日（月） 9：35～12：25

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2・3

参加者数：委員16名、他部会委員1名、河川管理者13名、一般傍聴者166名

1 決定事項

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」について、修正すべき点や追加すべき事項があれば、意見を提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは次の通り。

「流域全体の目標」と「河川環境の統合的管理システム」について

・環境の目標については、説明資料（第2稿）に記述しているつもりである。より具体的な目標を示せ、ということか。（河川管理者）

今の表現をもっと明確に「目標」と分かるように記してほしい。（部会長）

・「統合的管理システム」とは具体的にどのようなことか。（河川管理者）

生態系の回復のためには、ピンポイントの回復だけではなく、エリア全体で回復していく必要がある。その意味で、モニタリングの結果等を集めて情報を統合するシステムを構築していくことが一番具体的で実現可能ではないか。

・個別事業の評価を全体的な視点で行うことについて、我々は説明資料（第2稿）に「整備計画の進捗を淀川水系流域委員会に報告する」と記している。この行為とどう違うのかが分からない。（河川管理者）

仮に流域委員会だとすれば、委員会にどのように情報が集められて、整備計画にフィードバックしていくのかについての記述が必要である。

分野別の意見について

・利用の項に「利用計画」との記述がある。説明資料（第2稿）では、川でしかできない利用以外の利用であるグラウンド等は縮小方向を基本方針としているが、地域のニーズが非常に高いので、一律に無くす、ということもできないため、個々の保全利用委員会をつくって判断していくとしている。この辺のお考えをお聞きしたい（河川管理者）

・これまで委員が出した個別事業に関する具体的な意見を取りまとめに反映して頂きたい。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年9月11日（木） 16：00～19：00

場 所：カラスマプラザ21 中ホール

参加者数：委員9名、河川管理者26名

1 決定事項

- ・基礎原案や治水とりまとめ案について、修正点や追加事項があれば、意見として提出する。
- ・治水部会のとりまとめについては、今日の議論を踏まえ、部会長がとりまとめ案の修正等について検討する（とりまとめリーダーが海外出張中のため）。
- ・次回委員会（9/30予定）までは部会（検討会）は開催せず、次回委員会の内容をふまえて会議開催について決定する。

2 検討内容

他部会、委員会WGの状況報告

庶務より、資料1「第5回治水部会（2003.8.25）第24回委員会（2003.9.5開催）結果報告」をもちいて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に関する検討について

資料2「治水部会とりまとめ(案)」、資料「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」、「参考：淀川水系河川整備計画基礎原案『治水・防災』関連」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

全体的な内容について

- ・基礎原案に対しては、今後の河川管理者の取り組みを応援していくという意味も込めて「評価できる点」についても意見を出していきたい。（部会長）
- ・今回の計画は、河川環境保全の目的化という新しい考え方に基づいて考えられているため、その事実とどういう考え方で作成したのかということを計画に明記しておくべき。

狭窄部上流の安全度について

- ・狭窄部上流の安全度をどう考えるかが「治水・防災」の中での大きなポイントとなる。
- ・過去に経験した降雨だとしても、場所によっては既往最大の降雨による浸水被害を解消するのは非常に厳しいだろう。今後30年間では、達成できない目標ではないか。
- ・破堤による壊滅的な被害の回避が最重要でどうしても避けたい問題であることを踏まえ、それ以外の問題の対応を考えるべき。

琵琶湖周辺の浸水被害の解消と一連区間の整備について

- ・琵琶湖の浸水被害の現状と1500m³/s流せるようになった状況の関係が明確でない。

洗堰の水位流量曲線等の資料を提供したい。（河川管理者）

ダムと治水について

- ・治水におけるダムの役割も今後書き込んでいく必要がある。
- ・ダムの代替案の検討には長い時間がかかる。この間にも洪水被害を軽減するためにできること（河道内樹木の伐採等）は進めるべきと意見すべき。

以上

このお知らせは委員の皆様へ会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年9月2日（火） 9：30～12：30

場 所：ぱるるプラザ 6階 会議室C

参加者数：委員9名、河川管理者12名、一般傍聴者93名

1 決定事項

- ・ 本日の議論を踏まえ、部会長が利水部会とりまとめ素案の修正を行い、9/5の第24回委員会にて報告する。
- ・ 9/5～9/20の間に利水部会検討会を開催する。日程は後日調整する。
- ・ 福岡市で節水に関する条例が施行されたことに伴い、福岡における節水、水需要抑制の背景や考え方等を委員と庶務でヒアリングに行く。担当者的人選は部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「利水部会とりまとめ案」をもとに部会長より説明が行われ、その後、意見交換が行われた。主な意見は、次のとおり。

- ・ 10年ほど前、米国で水需要管理のような考え方が提唱されたが、当時その考え方はすぐには理解されなかった。理念転換を広く一般に理解してもらうことが重要である。
- ・ とりまとめ案に使われている表現を、提言のスタンスにあわせて整合性をとる必要がある。とりまとめ案は、全体的に表現が弱い。
- ・ 河川管理者の法的な権限の枠組みを超える部分については、流域委員会が良い川づくりを行うための応援団となって、“こんなことを実現してほしい”という提案を行うのはどうか。
- ・ ダムに参画しない利水業者の水需要の精査・確認は、水利権更新時に行うことになっているが、これではスパンが長すぎる。2年くらいで定期的に行うべきである。

寺川委員からの説明と質疑応答

資料2-3「『淀川水系における水需要（都市用水）』グラフの問題点」をもとに、寺川委員より、「水マネジメント懇談会」の資料に関する意見の説明が行われ、河川管理者との質疑が行われた。主な質疑は次のとおり。

- ・ 淀川水系のダムの実力低下を示すグラフに、滋賀県の水需要を含めるのはおかしいのではないかと。滋賀県は、主に琵琶湖からの直接取水と流入河川からの取水で水を賄っている。「水マネジメント懇談会」がこうした資料に基づいているとすれば、判断の誤りにつながる。ミスリードがあれば改善していく。ただし、あのグラフ一枚でダムの必要性の全てが判断されているわけではない。各々の利水者の現状に合わせて議論している。（河川管理者）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から、「この意見書の内容はありがたい。このとりまとめ案の内容に加えて、『これ以上の水供給はできません』というくらいの方針転換にしてもらいたい」、「流域委員会に利水（下水処理水と農水の水量、用途間転用等）に関する意見を提出した。本支配布さ

れた参考資料 1 に掲載されているので、是非ごらんいただきたい」等の発言があった。

その他

- ・寺田委員より、「福岡で節水に関する条例が施行された。利水部会として背景をつかんでおく必要があり、ヒアリングに行くべきだ」との提案がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。
- ・スケジュール等について話し合わせ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003 年 8 月 28 日（木） 15：00～18：15

場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大ホール

参加者数：委員 12 名、他部会委員 1 名、河川管理者 9 名、一般傍聴者 56 名

1 決定事項

- ・本日の議論をもとに、部会長、部会長代理、リーダー、サブリーダー、班長にて、住民参加部会とりまとめを修正し、第 24 回委員会（9/5）にて報告する。
- ・第 24 回委員会に提出する部会とりまとめ案を 8/30 に部会委員全員に送付する。各委員は、部会とりまとめへの意見があれば、9/3 までに提出する。提出された意見については、時間的な制約から部会とりまとめには反映できないが、修正すべきと判断された点については、部会長が委員会にて口頭でコメントする。
- ・各委員は、引き続き、次回部会（または検討会）までに社会的合意に関する意見を提出する。
- ・河川管理者には、第 24 回委員会（9/5）にて、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について説明して頂く。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

山村リーダーより、資料 2-1「前回部会以降の住民参加部会の状況」、資料 2-2「住民参加作業部会の第 2 稿に対する意見のまとめ」を用いて部会とりまとめ案について説明が行われた後、荻野委員より資料 2-2 補足「実践班まとめ（案）」の説明が行われた。その後、部会の意見とりまとめについて、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

- ・社会的合意について、委員会で、その定義やあり方を提案すべき
 - ・理念班のまとめに「行政と住民により協働管理すべきである」とあるが、誤解を招く表現だ。何もかも協働でやる必要はなく、目的に応じて住民参加の形を使い分けていくべき。
賛成だが、行政が住民参加の形式を勝手に決めるべきではないと思う。積極的な住民団体が参加できるように行政には住民参加の窓口を広く開けておく姿勢が必要。
 - ・政策決定のための協働と政策実施のための協働が整理できていない。目標が違えば、協働のあり方も違ってくるはずだ。
 - ・資料 2-2 補足に記述されている「琵琶湖・淀川市民会議（仮称）」は、住民と行政の協働を支援する役目を担うとのことだが、それは今後、流域委員会が継続していくにあたって、住民参加部会が果たすべき役割と同じではないか。（河川管理者）
プロとして活動する集団が必要だと考えている。内容については、今後検討していく。
意見交換終了後、河川管理者より、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について、ファシリテーターを 2 名選出したこと、最初のテーマを高水敷利用とすること等の説明が行われた。「1 決定事項」の通り、同様の説明を第 24 回委員会で行うこととなった。
- 一般傍聴者からの意見聴取
- 一般傍聴者 1 名から「流域委員会はいつまで継続するのか」との質問があり、これに対して河川管理者より「河川整備計画のチェックやフィードバックを行う組織として、流域委員会は継続したいと考えているが、今後の体制や形態については、流域委員会にて議論して頂きたいと思っている」との返答があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。